



令和4年7月14日

担当課	総合防災課
担当者	瓜生田
電話	(073)435-1199
内線	5017

佐川急便株式会社と災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定を締結します

大規模災害時には備蓄物資に加えて、提供される支援物資を効率的に確保していくことが重要となります。本協定では、物資の受入れや配送に適した施設の利用及び物流に関するノウハウを活用することができ、被災者への支援物資をより迅速に提供することが期待できます。

このことから、災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定の締結式を執り行いますのでお知らせします。

1 協定者

佐川急便株式会社

2 協定概要

和歌山市内において、災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に以下の内容について協力します。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送
- (2) 物資集積・配送拠点の提供
- (3) 物資集積・配送拠点における荷役作業
- (4) 被災者の物資ニーズの収集
- (5) 物流に関する助言等を行う要員の派遣



(災害時の物資配送の様子)

3 協定締結式

- (1) 日時 令和4年7月22日(金) 14時00分
- (2) 場所 和歌山市役所本庁舎4階 市長室
- (3) 出席者
 - ・佐川急便株式会社京都支店
支店長 須田 充一(すだ じゅういち)様
 - ・和歌山市
和歌山市長 尾花 正啓